

おいらせ町補助金等評価結果報告書

平成26年8月

おいらせ町補助金等評価委員会

目 次

はじめに	2
第1 補助金等の定義	3
第2 おいらせ町の補助金等の概況	4
第3 補助金等の評価審査方法	4
第4 各補助金等の評価結果	7
第5 補助金等の適正化に関する提言	22
おわりに	25
資料1 補助金等評価委員会委員名簿	26
資料2 補助金等評価委員会の活動	26
資料3 補助金等評価委員会設置要綱	27
資料4 補助金等見直し基準	28
資料5 補助金等交付基準	29
資料6 補助金等の交付に関する規則	30

はじめに

今回の補助金等評価委員会は、平成 22 年度に引き続き 2 回目となる。

平成 22 年度に実施した委員会では、補助金等評価結果報告書を平成 23 年 5 月にまとめ町長に報告した。各団体はこの報告書の提言に従い、平成 24 年度から平成 26 年度の 3 か年の期間で、減額等をはじめとした補助金等の適正化に努めてきた。

今回の委員会でも、前回と同様に、補助金交付団体から提出された資料とヒアリングを通じて、補助事業個々の内容について議論を重ねた。ただし、前回と異なるのは、可能な限り行政の担当課のみならず団体の役員にも同席していただき、団体の実情を生で聞かせていただくとともに、委員会側の一方的な押し付けにならないようこちらの意見も生で聞いてもらうように努めた。

検討過程では、いろいろな意見が交わされ、委員同士でも意見が対立する場面もあったが、補助金の基本的なあり方については、共通の認識があった。

それは、補助金が、町民の税金等貴重な財源によって賄われることから、その公益性は十分かつ客観的妥当性があり、真に住民の福祉の向上、住民の利益に寄与し、広く住民のニーズに沿ったものに使われるべきものであること、そして、限られた個人や団体に特権的利益、恩恵を与えるものであってはならないということである。また、税金等を使っている以上、当然、透明性の確保とあわせ説明責任が強く要求されるということである。

当委員会においては、このような観点に立って、評価の基本的な視点として、単に補助金の削減・廃止ではなく、その補助金（制度）が適正に運営されているかに主眼を置いていくことを確認して検討を行った。

補助金が多種多様にわたり件数も多いこと、ヒアリング時間の不足などの制約により、個々の補助金の適正性について、十分な検討ができたかどうかはいささか疑問があるが、関係課、団体へのヒアリング及び委員の議論により、町の補助金（制度）が抱えている問題点を指摘・抽出し、これを補助金等評価結果報告書としてまとめるものである。

今後、補助金制度の改善に取り組む際の指針とされるよう切に期待するものである。

最後に、評価にあたって評価票及び参考資料を作成し、かつ当日もヒアリングに出席し受け答えいただいた補助金交付団体の役員及び担当課の職員、平成 25 年 8 月 28 日の第 1 回委員会から平成 26 年 8 月 8 日の第 12 回委員会までの約 1 年間にわたりおつきあいいただいた評価委員、その他ご尽力いただいた各位に対し感謝申し上げます。

平成 26 年 8 月

おいらせ町補助金等評価委員会
委員長 榊 克 裕

第 1 補助金等の定義

1 補助金の区分

補助金交付の根拠は、地方自治法第232条の2において、「普通公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されており、補助金等の支出根拠となっている。

しかし、補助金の定義は法令上必ずしも明確でなく、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「補助金適正化法」という。）」にも明確な定義は規定されていない。

なお、「地方公共団体歳入歳出科目解説」（棚ぎょうせい編）では次のとおり区分をしている。

補助金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般的には特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するものである。 ○ 「公益上必要がある」か否かは当該団体の長及び議会が個々の事例に即して認定するが、これは全くの自由裁量行為ではないから、客観的に公益上必要であると認められなければならない。 ○ 補助金には、単独補助によるものと国（県）補助を伴うものに分類される。 <ul style="list-style-type: none"> ・単独補助によるもの…町が独自の判断によって補助するもの。 ・国（県）補助を伴うもの…国又は県の施策に基づき、国（県）から補助を受け町を経由して補助するもの（町が上乘せ補助をする場合もある）。
奨励金・助成金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補助金として支出されるものの中には、その名称を奨励金、助成金等を使用しているものもあり、実質によって補助金と同様な取扱いをする場合がある。
交付金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において当該事務処理の報償として支出するものであり、委託金が法令の規定又は私法上の契約による行政事務執行上の委託であるのに対し、本節はもっぱら報償として一方的に交付される点において異なるものである。

2 補助金の性質的分类

当委員会では、補助金をその性質により、次のとおり分類した。

①	法令及び国や県等、当町以外の制度に基づく補助金等	負担金的補助金
②	イベント開催など行政の代行的事業を団体等に委ねるための補助金等	委託的補助金
③	団体の運営経費に対する補助金等	運営費補助金
④	特定の事業に対する補助金等	事業費補助金
⑤	団体等の活動や事業促進を奨励するための補助金等	奨励的補助金

第2 おいらせ町の補助金等の概況

平成25年度一般会計決算におけるおいらせ町の補助金等の交付実績は、102件、4億1,573万3千円であり、一般会計歳出決算額(100億7,667万2千円)の4.1%を占めている。

なお、この補助金交付実績を、表頭を「補助金の性質」、表側を「歳出の目的」として表にあらわすと次のとおりとなる。

(単位：千円)

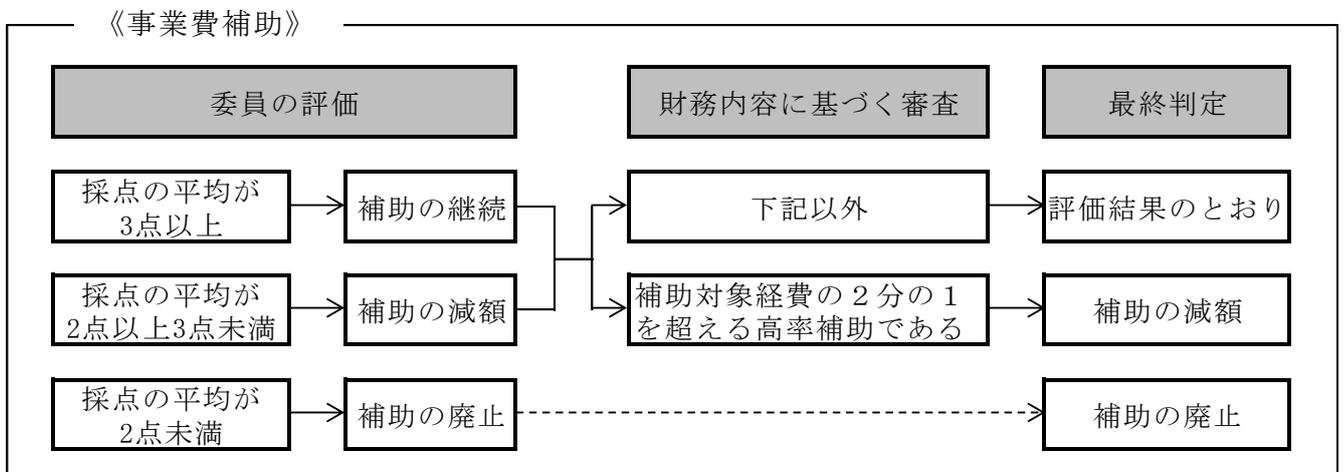
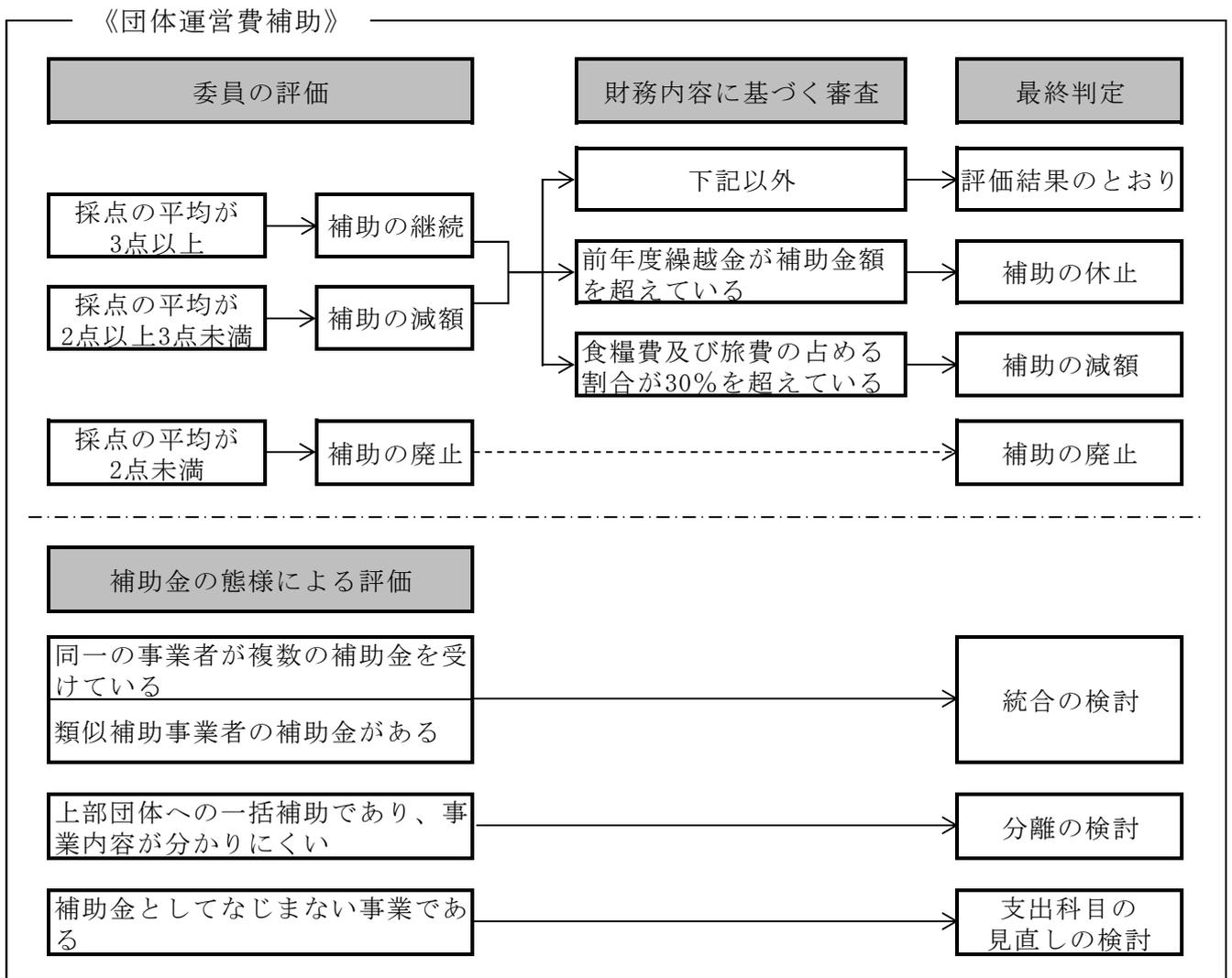
目的/性質	①負担金的	②委託的	③運営費	④事業費	⑤奨励的	計
総務	3 5,502	3 1,275	7 4,368	6 22,512	1 65	20 33,722
民生	4 95,265		8 44,776			12 140,041
衛生	4 587	1 1,000		5 25,250		10 26,837
労働	2 3,960					2 3,960
農水	9 13,234	1 88	3 730	4 61,043		17 75,095
商工		3 27,944	1 6,300			4 34,244
土木	2 1,099					2 1,099
消防	1 2,000	4 2,835	1 636	4 9,971		10 15,442
教育	1 14,373	6 56,960	11 5,967		7 7,993	25 85,293
計	26 136,020	18 90,102	31 62,777	19 118,776	8 8,058	102 415,733

第3 補助金等の評価審査方法

補助金等の評価審査は、次の手順で行った。(次頁「補助金等評価審査フロー図」参照)

- ① 全7回にわたり補助団体(担当課)からヒアリングを行い、提出資料や質疑応答を通じて、委員個々の主観により評価を行った。
- ② 評価方法は、次ページに示した「補助金等評価審査基準」の10項目(事業費補助金については6項目)それぞれについて、委員が各自採点(4点~1点)を行った。
 - ・4点・・・認められる
 - ・3点・・・概ね認められる
 - ・2点・・・あまり認められない
 - ・1点・・・認められない
- ③ 委員の評価結果に各団体の財務内容に基づく審査結果を加味して最終判定を導き出した。

【補助金評価審査フロー図】



【補助金等評価審査基準】

項目	評価委員会における補助金等評価基準	町補助金等交付基準 (平成 22 年告示第 22 号)
公益性	交付の対象が快適で安全なまちづくり、福祉・健康の増進、環境保全、産業振興、教育文化・スポーツの振興、住民自治・町民参加の促進等に寄与するなど町の政策目的に合致し、公益性を有しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・客観的にみて公益上必要である ・補助事業者の事業活動内容が事業の目的と合致している
公平性	補助の目的に照らして交付の対象が適切であり、特定の個人や団体等に偏った恩恵や利益を与えていないか。	受益者が特定の者に偏っていない
必要性	補助対象事業等の当初の目的が希薄化しておらず、町民のニーズに適う、または社会経済情勢上必要である。	事業の目的、視点及び内容等が社会経済状況に合致している
有効性	補助金等が交付されたことによる効果が認められ、かつ町の直接執行ではなく補助金等の支出によることが最善の方法と認められるか。	費用対効果が認められる
妥当性	補助対象事業等は行政と町民の役割分担の中で、町が税金を投入して補助すべき事業であるか。	行政と町民の役割分担の中で、真に補助すべき事業及び活動である
補助団体の適格性	補助対象団体に会則等の定めがあり、会計監査を行うなど会計処理の状況が公表可能なものであるか	交付要綱が制定されており、支出の根拠が明確で法令等に抵触していない 補助事業者の会計処理及び使途が適切である
充当経費の妥当性	補助対象の経費として、次のものが計上されていないか <ul style="list-style-type: none"> ・会議費、事務費、施設管理等の本来補助事業者が自己財源で賄うべき経費 ・宿泊を伴う視察、慰労的な研修の経費 ・交際費、慶弔費、親睦会費等団体運営に係る経費 ・下部組織等に対する補助金等に係る経費 ・その他補助金等の使途が明確に確認できない経費 	補助対象経費を補助事業者の「活動事業費」に限定し、次の経費は対象外 <ul style="list-style-type: none"> ・会議費や事務費、施設管理等の本来補助事業者が自己財源で賄う経費 ・宿泊を伴う視察や慰労的な研修の経費 ・交際費、慶弔費、親睦会費等団体運営に係る経費 ・補助金等の使途が明確に確認できないもの
補助金額の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費の 2 分の 1 を超える高率補助がないか ・前年度繰越金の金額が、補助金額を超えていないか ・食糧費及び旅費の占める割合 30% を超えていないか 	補助事業者の当該事業決算における繰越金が、補助金の額を超えていない
自助努力	<ul style="list-style-type: none"> ・会費など受益者負担の水準が適切であるか ・事業収入等。自主財源の確保に努めているか 	受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めている
補助団体の執行体制	補助団体等がすべき事務処理は、町職員ではなく団体自身が行っているか	町担当者が補助事業者の事務局を兼務していない（実行委員会形式のものは除く）

第4 各補助金等の評価結果

1 評価結果の概況

評価審査にあたっては、「第3 補助金等の評価審査方法」のとおり、委員の評価結果と財務内容に基づく審査を加味して最終判定を行った。

なお、以下、財務内容に基づく審査結果（「財務」と標記）の「a」又は「b」は次の場合を表している。

財務内容に	a・・・前年度繰越金が補助金額を超えている
基づく評価	b・・・食糧費及び旅費の占める割合が30%を超えている

(1) 「休止」と判定された補助金

委員の評価結果に関わらず、団体の財務内容により「前年度繰越金が補助金の額を超えている」場合は、補助金の休止という判定になる。

前年度繰越金が適正額と判断されるまでの間、補助金を一時休止すべきである。

番号	補助金名	評価	財務
No. 5	町連合町内会補助金	3.62	a
No.14	町消防団幹部互助会補助金	3.36	a
No.39	町老人クラブ補助金	3.24	a
No.42	町手をつなぐ育成会補助金	3.44	a
No.45	町畜産振興協議会補助金 (休止・減額)	2.14	a b

(2) 「減額」と判定された補助金

委員の評価結果により平均点が「2点以上3点未満」と採点された場合、又は団体の財務内容により「食糧費及び旅費の割合が30%を超えている」場合は、補助金の減額という評価になる。

番号	補助金名	評価	財務
No.26	町母子寡婦福祉会補助金	3.30	b
No.45	町畜産振興協議会補助金 (休止・減額)	2.14	a b
No.48	農業団体等育成補助金	2.32	b
No.69	町文化協会補助金	2.88	
No.73	全国将棋祭り実行委員会補助金	2.80	

(3) 「廃止」と判定された補助金

委員の評価結果により平均点が「2点未満」と採点された場合に、補助金の廃止という評価になる。

番号	補助金名	評価	財務
No.23	納税貯蓄組合奨励金	1.97	
No.24	納税貯蓄組合事務費補助金	1.90	
No.25	納税貯蓄組合連合会補助金	1.80	

(4) 「支出科目の見直し」と判定された補助金

番号	補助金名	態様による評価
No. 1	自主研修助成金	補助金としてなじまない
No.28	保健協力会補助金	〃

2 補助金ごとの評価結果

(1) 「休止」と判定された補助金

① 《No. 5 町連合町内会補助金》

評価結果	3.62点	
財務内容	a. 前年度繰越金が補助金額を超えている	該当
	B. 食糧費及び旅費の占める割合が30%を超えている	

収支差引残金が多額に上る（補助金が執行されない）場合には、補助金の返還をすべきである。

それが難しいならば、前年度繰越金の額が適正額になるまでの期間、一時的に補助金交付を休止とすべきである。

② 《No.14 町消防団幹部互助会補助金》

評価結果	3.36点	
財務内容	a. 前年度繰越金が補助金額を超えている	該当
	B. 食糧費及び旅費の占める割合が30%を超えている	

補助金額が少額なうえに繰越額が補助金額を上回って多額に発生している。繰越金は補助金が残っているというよりは、会費の残であろうと推量されることから、あえて町から補助しなくても自立できる団体であろうと思う。

慰労的な性格を有するものと思われるため、補助金の廃止も視野に入れたうえで、前年度繰越金の額が適正額になるまでの期間、一時的に補助金交付を休止とすべきである。

③ 《No.39 町老人クラブ補助金》

評価結果	3.24点	
財務内容	a. 前年度繰越金が補助金額を超えている	該当
	B. 食糧費及び旅費の占める割合が30%を超えている	

この補助金は、20単位老人クラブとそれを束ねる連合会とに対する補助金を合わせた結果である。

繰越額が補助金額を上回って多額に発生しているものの、単位老人クラブによって自己負担（会費）や繰越金など財務内容にばらつきがあり、一律で判断できないものもある。

また、財源に県補助金が充当されており、単純に休止してよいというもの

でもない。

単位老人クラブごとに決算状況を見極めつつ、補助金の精算をするなどし、多額の繰越金が発生しないようにすべきである。

④ 《No.42 町手をつなぐ育成会補助金》

評価結果	3.44点	
財務内容	a. 前年度繰越金が補助金額を超えている	該当
	B. 食糧費及び旅費の占める割合が30%を超えている	

補助金額が少額にも関わらず、繰越額が補助金額を上回って多額に発生している。計画している活動ができなかった場合には、精算により還付すべきである。

会員数の減少など会の存続そのものも危ぶまれる状況であり、それをどうするのか方向性を検討しつつ、前年度繰越金の額が適正額になるまでの期間、一時的に補助金交付を休止とすべきである。

なお、作業所開設のための資金（積立金）には補助金は充当されていないものと推察されるが、残高が多額にのぼることから、その管理には適正を期す。

⑤ 《No.45 町畜産振興協議会補助金》

評価結果	2.14点	△
財務内容	a. 前年度繰越金が補助金額を超えている	該当
	B. 食糧費及び旅費の占める割合が30%を超えている	該当

補助金額が少額にも関わらず、繰越額が補助金額を上回って多額に発生している。会員数の減少と主だった事業がないことなどから、公費による援助の必要性は低い。

補助金の廃止も視野に入れたうえで、前年度繰越金の額が適正額になるまでの期間、一時的に補助金交付を休止とすべきである。

(2) 「減額」と判定された補助金

① 《No.26 町母子寡婦福祉会補助金》

評価結果	3.30点	
財務内容	a. 前年度繰越金が補助金額を超えている	
	B. 食糧費及び旅費の占める割合が30%を超えている	該当

母子寡婦と言いながら、寡婦が中心となっており、団体そのものが形骸化していると思われる。

寡婦の人が集まって、年に数回研修旅行をするという会と見なされ、町が公費にて援助する必要性が見つけられない。

母子たすけあい資金貸付事業となっているが、貸付する母子が会員の中にほとんどおらず、500万円以上の資金が宙ぶらりんになっている。

貸付資金を取り崩して、運営費に充当しているが、当初の目的に合致して

いるのか疑問がある。貸付資金を今後どのようにしていくべきか検討を要する。

② 《No.45 町畜産振興協議会補助金【再掲】》

評価結果	2.14点	△
財務内容	a. 前年度繰越金が補助金額を超えている	該当
	B. 食糧費及び旅費の占める割合が30%を超えている	該当

補助金額が少額にも関わらず、繰越額が補助金額を上回って多額に発生している。会員数の減少と主だった事業がないことなどから、公費による援助の必要性は低い。

補助金の廃止も視野に入れたうえで、前年度繰越金の額が適正額になるまでの期間、一時的に補助金交付を休止とすべきである。

③ 《No.48 農業団体等育成補助金》

評価結果	2.32点	△
財務内容	a. 前年度繰越金が補助金額を超えている	
	B. 食糧費及び旅費の占める割合が30%を超えている	該当

主だった活動内容がなく、支出に占める懇親会費が多額に上っていることから、親睦会的性格の団体と認識されても仕方がない。懇親会費に対する公費による援助は不適切である。

④ 《No.69 町文化協会補助金》

評価結果	2.88点	△
財務内容	a. 前年度繰越金が補助金額を超えている	
	B. 食糧費及び旅費の占める割合が30%を超えている	

前年度繰越金が補助金額を超えているわけではないが、予算規模や補助金額に比して多いと言わざるを得ない。節約して執行しているものと思われるが、支出科目ごとに見ても予算に対する執行残が多い。

財務内容を見ると、団体運営費補助から事業費補助に移行すべきであり、それが文化協会の活動内容に見合った補助金の支出方法だと思う。

⑤ 《No.73 全国将棋祭り実行委員会補助金》

評価結果	2.80点	△
財務内容	a. 前年度繰越金が補助金額を超えている	
	B. 食糧費及び旅費の占める割合が30%を超えている	

この補助金は、まちづくりの一環として実施している全国将棋祭りの開催を実行委員会に委ねている委託的補助金である。

長期間にわたって継続してきた事業であり、祭りそのものをどうするのかを考える時期に来ていると思われる。(例えばインターネット中継を導入するなど)

女流プロ棋士の招へいに多額の経費を要しているが、もっと将棋人口の拡

大につながるような事業に投入すべきではないか。

企業の協賛など外部の人を巻き込むような仕掛け（資金調達の方法）を考えるのも一つの手であり、商業ベースに乗せやすい事業だろうと思われる。

やり方を変えた方が好結果をもたらすこともあるため、その方法を考えるべきである。

(3) 「廃止」と判定された補助金

① 《No.23 納税貯蓄組合奨励金》

評価結果	1.97点	×
------	-------	---

納税貯蓄組合が今まで納税に対して多大な貢献をしてきたことや、これまで交付率の引き下げをしてきたことは認めるものの、社会情勢の変化等を考慮したときに納税貯蓄組合の公益性がさらに低下してきているといわざるを得ない。

- ・納税という義務に対して補助金を交付するのは妥当性を欠く。
- ・組合に加入していない納税者と比較した場合、公平性を欠く。
- ・個人情報保護により、納税勧奨が限定的にならざるを得ないこと、口座振替など納税方法が便利・多様化したことなど、納税貯蓄組合の活動が形骸化し、親睦的性格の団体と言わざるを得ず、公費支出の必要性が低い。

② 《No.24 納税貯蓄組合事務費補助金》

評価結果	1.90点	×
------	-------	---

事務費補助金については法律では交付を認められているものの、組合（奨励制度）そのものに対する公費支出が馴染まないと言わざるを得ないことから、事務費に対する補助金も廃止と判断するのは妥当。

③ 《No.25 納税貯蓄組合連合会補助金》

評価結果	1.80点	×
------	-------	---

組合（奨励制度）そのものに対する公費支出が馴染まないと言わざるを得ないことから、その連合会に対する補助金も廃止と判断するのは妥当。

(4) 「支出科目の見直し」と判定された補助金

① 《No. 1 自主研修助成金》

評価結果	補助金としてなじまない
------	-------------

町が町職員に補助金を支給するのは違和感がある。補助金ではなく旅費とすべきである。

② 《No.28 保健協力会補助金》

評価結果	補助金としてなじまない
------	-------------

補助金の充当内容は会議費と研修旅費が多くを占めており、補助金の使

途としては適切とは言い難いが、研修旅行は会員の知識・能力の向上と会員の慰労を兼ねるという側面を持つ。

会の事業内容は行政の代行的業務であり、本来であれば報酬として支払うべきものではないか。

なお、補助金が税金その他の貴重な財源で賄われているということに鑑みれば、少なくとも研修結果を社会に還元できるよう研修成果を報告すべきである。

3 補助金等評価結果一覧

財務内容欄 前年度繰越金が補助金額を超えている……………a
食糧費及び旅費の占める割合が30%を超えている……………b

No.	科目名称	交付先	主管課名	性質別分類	補助目的	評価結果		判定結果		H22		
						採点	評価	財務内容	最終判定	コメント	評価点	評価
1	自主研修助成金	職員	総務課	奨励的補助金	職員が自己啓発、資質向上のために必要な研修会、シンポジウムなどに参加する経費の助成	2.93	科目見直し		科目見直し			
2	まちづくり推進委員会補助金	まちづくり推進委員会	企画財政課	団体運営費補助金	まちづくり推進委員会の運営にかかわる経費について補助	3.22	継続		継続		2.80	減額
3	町国際交流協会補助金	町国際交流協会	企画財政課	団体運営費補助金	町国際交流協会の運営にかかわる経費について補助	3.36	継続		継続		3.05	継続
4	東京おいらせ会補助金	東京おいらせ会	企画財政課	団体運営費補助金	東京おいらせ会の運営にかかわる経費について補助	3.34	継続		継続		2.58	減額
5	町連合町内会補助金	町連合町内会	まちづくり防災課	団体運営費補助金	町連合町内会の運営にかかわる経費について補助	3.62	継続	a	休止	P7 参照	2.92	減額
6	住民自治組織地域づくり事業費補助金	住民自治協議組織	まちづくり防災課	団体運営費補助金	地域の課題解決のために自主的に活動する地域づくり協議会が行う活動等に対して補助	3.76	継続		継続	組織化に向けた町からの強い指導が必要。全額補助金ではなく、自己負担も必要ではないか。		
7	ハートピア助成金	まちづくり団体	まちづくり防災課	事業費補助金	町長が認定するまちづくり団体が実施する住民主体の活動を支援することによって、心ふれあう希望のまちづくりに寄与することを目的とする	3.47	継続		継続			
8	集会施設維持管理助成金	町内会	まちづくり防災課	事業費補助金	町内会のコミュニティ活動の活性化に資するため、電気料、上水道及び下水道使用料並びに浄化槽、汲み取り便所等の使用により生ずる費用について助成金を交付	3.70	継続		継続		3.61	継続
9	集会所建設等補助金	集会施設を整備する町内会	まちづくり防災課	事業費補助金	地域の集会施設の新築又は増改築若しくは改修をすすめる場合に、その経費の全部又は一部を補助	3.83	継続		継続		3.61	継続
10	街灯設置費等補助金	町内会	まちづくり防災課	事業費補助金	町内会に対し、街灯設置費の一部又は全部を補助	3.87	継続		継続		3.67	継続

財務内容欄 前年度繰越金が補助金額を超えている・・・・・・・・・・a
食糧費及び旅費の占める割合が30%を超えている・・・・・・・・b

No.	科目名称	交付先	主管課名	性質別分類	補助目的	判定結果			H22			
						採点	評価	財務内容	最終判定	コメント	評価点	評価
11	町交通安全協会補助金	町交通安全協会	まちづくり防災課	委託的補助金	交通道德の普及高揚を図り、もって交通秩序の確立と交通安全の実現に寄与することを目的とする	3.44	継続		継続	2.98	減額	
12	町交通安全母の会連合会補助金	町交通安全母の会	まちづくり防災課	委託的補助金	各単位母の会を通じ激増する交通事故から子どもと老人を守るため監護責任の自覚の上から立って、交通安全思想の普及と実践につとめ、もって道路交通の安全を図ることを目的とする	3.14	継続		継続	3.03	継続	
13	町防犯協会補助金	町防犯協会	まちづくり防災課	委託的補助金	地域安全事業の能率的運営及び組織の活動を促進し、地域社会の安全を図ることを目的とする	3.38	継続		継続	3.02	継続	
14	町消防団幹部互助会補助金	町消防団	まちづくり防災課	団体運営費補助金	分団長以上の消防団幹部相互の資質の向上、親睦及び融和と互助共済を図る事業	3.36	継続	a	休止	P7 参照	2.70	減額
15	町消防団幹部式服購入補助金	町消防団	まちづくり防災課	委託的補助金	消防団幹部の自覚と士気の高揚を図るため、新消防団幹部に対する式服を購入するための事業	3.90	継続		継続	非常勤特別職であり、公務である団員に対して半分しか補助しないのはどうか。町が全額負担すべきだと思うが。	3.56	継続
16	自動車ポンプ運営費補助金	町消防団	まちづくり防災課	委託的補助金	火災発生時における、緊急出動体制の確保を図るため、活動のないときでも定期的に屯所等に参集し、機械器具、屯所の機能点検を行う事業	3.90	継続		継続			
17	女性消防団員研修事業費補助金	町消防団	まちづくり防災課	奨励的補助金	女性消防団員の資質、識見の向上のため行政視察を実施する事業	3.53	継続		継続			
18	消防施設整備記念式典事業費補助金	町消防団	まちづくり防災課	奨励的補助金	分団員の自覚と士気の高揚を図るため、消防施設が整備された分団が記念式典及び祝賀会を開催する事業	3.40	継続		継続		2.67	減額
19	日本消防協会消防団員福祉共済加入補助金	町消防団	まちづくり防災課	委託的補助金	消防団員の公務中及び公務以外の事故に対し見舞金が支払われ、災害時における消防団員の負担が軽減される事業	3.80	継続		継続			
20	県消防協会消防団員罹災互助会加入補助金	町消防団	まちづくり防災課	委託的補助金	消防団員の公務中及び公務以外の事故に対し、見舞金が支払われ、災害時における消防団員の負担が軽減される事業	3.77	継続		継続			

財務内容欄 前年度繰越金が補助金額を超えている・・・・・・・・・・a
食糧費及び旅費の占める割合が30%を超えている・・・・・・・・b

No.	科目名称	交付先	主管課名	性質別分類	補助目的	評価結果		判定結果		H22		
						採点	評価	財務内容	最終判定	コメント	評価点	評価
21	自主防災組織育成支援助成金(活動)	自主防災組織	まちづくり防災課	事業費補助金	自主防災組織が防災訓練及び防災知識の啓発活動を通して、防災に関する地域住民の連帯感を高め、災害発生の際にその機能を十分発揮できるよう、平常時における組織活動を促進する	3.80	継続		継続	3.61	継続	
22	自主防災組織育成支援助成金(資機材)	自主防災組織	まちづくり防災課	事業費補助金	自主防災組織が防災訓練及び防災知識の啓発活動を通して、防災に関する地域住民の連帯感を高め、災害発生の際にその機能を十分発揮できるよう、平常時における組織活動を促進する	3.77	継続		継続			
23	納税貯蓄組合奨励金	納税貯蓄組合	税務課	奨励的補助金	町税の納期内完納を奨励する目的をもって、納税貯蓄組合に対し奨励金品を賞与する	1.97	廃止		廃止	2.07	減額	
24	納税貯蓄組合事務費補助金	納税貯蓄組合	税務課	団体運営費補助金	町税の納期内完納を奨励する目的をもって、納税貯蓄組合に対し奨励金品を賞与する	1.90	廃止		廃止	2.43	減額	
25	納税貯蓄組合連合会補助金	納税貯蓄組合連合会	税務課	団体運営費補助金	町納税貯蓄組合連合会に対し、補助金を交付することにより納税貯蓄組合の発展と育成を図り、もって租税の容易かつ確実な納付ができるようにすることを目的とする	1.80	廃止		廃止	2.07	減額	
26	町母子寡婦福祉会補助金	母子寡婦福祉会	町民課	団体運営費補助金	母子家庭が健康で文化的な生活を営めるよう、会員相互の生活の安定と自立向上を図る	3.30	継続	b	減額	2.35	減額	
27	児童館母親クラブ補助金	母親クラブ	児童館	団体運営費補助金	家庭児童の健全な育成を図るため、母親クラブが行う活動を育成助長するため要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付する	3.54	継続		継続	3.05	継続	
28	保健協力会補助金	保健協力会	環境保健課	委託的補助金	各町内地区衛生組織が相互に連携を図り、もって健康で文化的な生活の実現に寄与することを目的とする	2.88	科目見直し	b	科目見直し	3.33	継続	
33	高齢者インフルエンザ予防接種補助金	高齢者	環境保健課	負担金的補助金	町の指定以外医療機関で予防接種を実施した対象者に、2,900円を上限に補助することで、発病又は重症化を防止し、併せて蔓延の予防に資する	3.80	継続		継続	3.81	継続	

財務内容欄 前年度繰越金が補助金額を超えている・・・・・・・a
食糧費及び旅費の占める割合が30%を超えている・・・・b

No.	科目名称	交付先	主管課名	性質別分類	補助目的	判定結果				H22		
						評価結果		財務内容	最終判定	コメント	評価点	評価
						採点	評価					
34	ごみ箱設置費補助金	町内会	環境保健課	事業費補助金	ごみ収集場所等の環境衛生を保全することを目的とする	3.87	継続		継続	3.83	継続	
35	資源ごみ箱設置費補助金	町内会等	環境保健課	事業費補助金	ごみの減量と資源リサイクル及び回収活動による地域コミュニティの活性化を推進することを目的とする	3.87	継続		継続	3.81	継続	
36	生ごみ処理機購入費補助金	生ごみ処理機を購入した者	環境保健課	事業費補助金	一般家庭から排出される生ごみの減量化を図るとともに、資源の再利用に対する町民の意識高揚を図る	3.60	継続		継続	3.64	継続	
37	町社会福祉協議会補助金	町社会福祉協議会	介護福祉課	団体運営費補助金	社会福祉事業の能率的運営及び組織の育成・活動を促進し、地域社会の福祉増進を図ることを目的とする	3.26	継続		継続	2.83	減額	
38	町民生委員児童委員協議会補助金	町民生委員児童委員協議会	介護福祉課	団体運営費補助金	民生委員児童委員協議会の事業に要する経費に対する補助金	3.38	継続		継続			
39	町老人クラブ補助金	町老人クラブ連合会・単体老人クラブ	介護福祉課	団体運営費補助金	老人の老後の生活を健全で豊かなものにし、老人福祉の増進に資することを目的とする	3.24	継続	a	休止	P7 参照	2.75	減額
40	町身体障害者福祉会補助金	町身体障害者福祉会	介護福祉課	団体運営費補助金	障害者が障害を克服しお互いに協力しあい自立更生を図ることを目的とする	3.56	継続		継続		3.38	継続
41	町精神障害者家族会補助金	町精神障害者家族会	介護福祉課	団体運営費補助金	精神障害者に対する正しい知識と理解を深め、精神障害者が暮らしやすい地域づくりを目指し、相互に学びあい、家族間の親睦を図るとともに、家族会活動を通じて社会における偏見を是正し、社会復帰の推進・地域精神保健福祉の向上を図る。	3.54	継続		継続		3.22	継続
42	町手をつなぐ子育て会補助金	町手をつなぐ子育て会	介護福祉課	団体運営費補助金	知的障害児(者)をもつ親たちが、お互いの悩みを話し合い情報交換や親睦を深め、自らの活動意欲を高めるとともに、明るく住みよい社会を築くため、地域住民への理解と意欲高揚を図ることを目的とする	3.44	継続	a	休止	P8 参照	3.20	継続

財務内容欄 前年度繰越金が補助金額を超えている・・・a
食糧費及び旅費の占める割合が30%を超えている・・・b

No.	科目名称	交付先	主管課名	性質別分類	補助目的	判定結果				H22 評価点	評価	
						評価結果		財務内容	最終判定			コメント
						採点	評価					
43	カメムシ防除対策事業費補助金	町農産物改良協議会	農林水産課	事業費補助金	斑点カメムシの防除を徹底させ、稲作農家等の経営安定及び良質米生産を図るため、「町農産物改良協議会」が行うカメムシ防除対策事業に要する経費について補助金を交付する	3.60	継続		継続	3.39	継続	
44	町営農指導協議会補助金	町営農指導連絡協議会	農林水産課	委託的補助金	農業振興における問題点を協議し、解決に向けた取り組みを図っている「町営農指導連絡協議会」に対して補助金を交付する	3.37	継続		継続			
45	町畜産振興協議会補助金	町畜産振興協議会	農林水産課	団体運営費補助金	畜産振興協議会にかかわる経費に対する補助金	2.14	減額	a b	休止減額	P8 参照	2.23	減額
46	農業祭補助金	実行委員会	農林水産課	団体運営費補助金	町の農産物・特産品の消費拡大を目指し、生産者と消費者とが交流する場を設ける	3.12	継続		継続	芸能関係謝礼金が支出全体の3分の1を占めているかどうか。		
47	農業者年金加入促進組織活動費補助金	農業者年金加入促進組織	農林水産課	負担金的補助金	農業者の老後生活の安定と改善を図るとともに、関係機関及び農業者の円滑な交流を促進するため、農業者年金加入者及び受給者組織に対し予算の範囲内において補助金を交付する	3.02	継続		継続			
48	農業団体等育成補助金	認定農業者の会	農林水産課	団体運営費補助金	町の農業を担う認定農業者が連携して、的確な農業情勢の把握と農業技術及び経営の改善を図り、経営基盤の安定と地位の向上を目指すとともに、魅力ある農業・農村活性化の実現に寄与する	2.32	減額	b	減額	P9 参照	2.58	減額
49	農業用使用済プラスチック回収促進対策事業費補助金	農協等	農林水産課	事業費補助金	農業用使用済プラスチックを適正に処理し、農業用使用済プラスチックの排出量を削減することに より、生活環境及び農作物の生産環境を保全するため、農協等が行う農業用使用済プラスチック改修促進対策事業に要する経費について、補助金を交付する	3.60	継続		継続		3.22	継続

財務内容欄 前年度繰越金が補助金額を超えている・・・・・・・・・・a
食糧費及び旅費の占める割合が30%を超えている・・・・・・・・b

No.	科目名称	交付先	主管課名	性質別分類	補助目的	判定結果			H22			
						採点	評価	財務内容	最終判定	コメント	評価点	評価
50	野菜価格安定事業費補助金	農業協同組合	農林水産課	負担的補助金	気象変動や作付面積の変動等の影響を受けやすい野菜の価格について、価格低落時に価格を補てんすることにより、農家経営の安定を図り、需要に応じた計画的生産出荷を推進し価格の安定を図るため、事業実施主体である農業協同組合に対し、予算の範囲内において補助金を交付する	3.52	継続		継続			
51	町商工会補助金	町商工会	商工観光課	団体運営費補助金	商工業の総合的な経営改善とともに小規模企業者の経営の近代化を図り、地域経済の発展に寄与することを目的とする商工会に対し予算の範囲内において補助金を交付する	3.64	継続		継続		3.25	継続
52	町観光協会補助金	町観光協会	商工観光課	委託的補助金	観光資源の開発と観光事業の振興を図り、町文化産業の発展向上に寄与することを目的とするおいらせ町観光協会に対し、予算の範囲内において補助金を交付する	3.48	継続		継続		3.13	継続
53	おいらせブランド推進支援事業費補助金	おいらせブランド推進協議会	商工観光課	事業費補助金	町の地域資源を最大限に活用し、「おいらせブランド」の確立による地域づくりと、町産業の活性化を目指す	3.22	継続		継続		3.00	継続
58	町教育推進協議会補助金	町教育推進協議会	学務課	団体運営費補助金	学校教育の充実を図る	3.12	継続		継続		3.07	継続
60	すくすく子育て支援費補助金	私立幼稚園設置者	学務課	奨励的補助金	親が安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり・幼稚園への就園を促進するため、私立幼稚園の設置者が保育料の減免をする場合に補助	3.50	継続		継続		2.28	減額
61	中体連等大会出場補助金	中学校	学務課	奨励的補助金	中学校生徒の体育・スポーツの振興・文化活動の発展を図るために行われる体育大会、競技大会・発表会等に出場する生徒の所属する学校に対し、予算の範囲内で補助	3.87	継続		継続		3.44	継続
62	町学校給食運営協議会補助金	町学校給食運営協議会	学校給食センター	委託的補助金	町立小学校・中学校(センター方式除く)の学校給食の運営を図るため組織された町学校給食運営協議会にかかわる経費に対して補助	3.46	継続		継続			

財務内容欄 前年度繰越金が補助金額を超えている・・・・・・・・・・a
食糧費及び旅費の占める割合が30%を超えている・・・・・・・・b

No.	科目名称	交付先	主管 課名	性質別 分類	補助目的	判定結果				H22 評価 評価点	
						採点	評価	財務 内容	最終 判定		コメント
63	町青少年育成町 民会議補助金	町青少年 育成町民 会議	社会教 育・体 育課	団 体 運 営 費 補 助 金	青少年の育成活動を進めるため、家庭、学校、地 域社会や関係団体が、それぞれの活動を通し、 町民総参加による青少年の健全育成並びに非行 防止対策を図る	3.36	継続		継続	3.22	継続
64	町子ども会育成 連合会補助金	町子ども 会育成連 合会	社会教 育・体 育課	団 体 運 営 費 補 助 金	子ども育成組織相互の緊密な連携のもとに、子ど も会の自主的な活動を育成し、子ども達の連帯感 向上を図るとともに、充実した活動を実践する	3.46	継続		継続	3.48	継続
65	町連合PTA補助 金	町連合P TA	社会教 育・体 育課	団 体 運 営 費 補 助 金	町内小・中学校各単位PTAと連携を図りながら、 おいらせ町の教育の振興を図ることに対し補助す ることを目的とする	3.54	継続		継続	3.60	継続
66	町連合青年団補 助金	連合青年 団	社会教 育・体 育課	団 体 運 営 費 補 助 金	青年達がスポーツ及びレクリエーション、研修会 等を通じて交流を深め、仲間づくりをしながら社会 的・地域的活動を展開することにより、住みよい地 域づくりと青年自らの生活を高め、明日を担う人材 育成に努めることを目的とする	3.48	継続		継続	3.35	継続
67	町連合婦人会補 助金	町連合婦 人会	社会教 育・体 育課	団 体 運 営 費 補 助 金	連合婦人会と連携を図りながら、明るい住みよい 地域社会の発展に貢献するとともに、会員相互の 親睦を図る	3.38	継続		継続	3.03	継続
68	婦人教室開設補 助金	古間木山 婦人学級	社会教 育・体 育課	団 体 運 営 費 補 助 金	地域の女性が、様々な活動を通じて明るく、住み よい地域社会の発展に貢献するとともに、資質を 高め、会員相互の親睦を図り、連帯意識を深め合 いながら、地域づくりを目指す	3.30	継続		継続	3.58	継続
69	町文化協会補助 金	町文化協 会	社会教 育・体 育課	団 体 運 営 費 補 助 金	町内文化団体相互の交流を図りながら、おいらせ 町の文化の振興を図ることに対し補助することを 目的とする	2.88	減額		減額	3.00	継続
70	町郷土芸能保存 会補助金	町郷土芸 能保存会	社会教 育・体 育課	団 体 運 営 費 補 助 金	町内の各郷土芸能団体による郷土芸能の保存、 伝承、後継者育成の推進を通じ、おいらせ町の 伝統文化の振興を図ることを目的とする	3.48	継続		継続	3.62	継続
71	町郷土芸能連絡 協議会活動補助 金	町郷土芸 能連絡協 議会	社会教 育・体 育課	団 体 運 営 費 補 助 金	町内の各郷土芸能団体による郷土芸能の保存、 伝承、後継者育成の推進を通じ、おいらせ町の 伝統文化の振興を図ることを目的とする	3.40	継続		継続	3.57	継続

No.	科目名称	交付先	主管 課名	性質別 分類	補助目的	判定結果				H22	
						評価結果 採点	財務 内容	最終 判定	コメント	評価点	評価
72	生涯学習フェスティバル実行委員会補助金	実行委員会	社会教育・体育課	委託的補助金	生涯学習に関する様々な情報提供や活動交流の場をつくり、町民の生涯学習に取り組むきっかけづくりや、日ごろの活動成果の発表・交流を行い、生涯学習の普及・振興と推進体制の充実に図る	3.32		継続			
73	全国将棋祭り実行委員会補助金	実行委員会	社会教育・体育課	委託的補助金	将棋の伝統文化の継承と普及奨励により、特色ある地域づくりを進めることで、心豊かな人間性の育成、ついでには、おいらせ町の教育、文化の振興を図る	2.80		減額	P9 参照	2.67	減額
74	町社会教育関係研修会等派遣費補助金	研修会参加者	社会教育・体育課	奨励的補助金	社会教育指導者の育成と資質の向上を図るため、各種社会教育関係研修会等に参加する者及び団体に對して、予算の範囲内において補助金を交付する	3.75		継続		3.67	継続
75	町体育協会補助金	町体育協会	社会教育・体育課	団体運営費補助金	社会体育活動の振興を図るため、おいらせ町体育協会に對し、予算の範囲内において、補助金を交付する	3.26		継続		3.50	継続
76	いちようマラソン大会補助金	実行委員会	社会教育・体育課	委託的補助金	社会体育活動の振興を図るため、おいらせ町いちようマラソン大会実行委員会に對し、予算の範囲内において、補助金を交付する	3.32		継続			
77	町民駅伝大会実行委員会補助金	実行委員会	社会教育・体育課	委託的補助金	スポーツを通じて健康と体力の保持増進を図り、参加者相互のコミュニケーションづくりを資するため、おいらせ町民駅伝大会実行委員会に對し、予算の範囲内において、補助金を交付する	3.50		継続			
78	県民体育大会出場補助金	出場者・団体	社会教育・体育課	奨励的補助金	社会体育活動の振興を図るため、県民体育大会出場に對し、予算の範囲内において、補助金を交付する	3.60		継続		3.64	継続
79	県民駅伝競走大会実行委員会補助金	実行委員会	社会教育・体育課	委託的補助金	社会体育活動の振興を図るため、県民駅伝競走大会出場に對し、予算の範囲内において、補助金を交付する	3.46		継続		3.45	継続
80	スポーツ少年団等大会出場補助金	スポーツ少年団	社会教育・体育課	奨励的補助金	小学校児童のスポーツの振興・文化活動の発展を図るために行われる競技大会・発表会等に出場する団体に對し予算の範囲内で補助	3.60		継続		3.58	継続

財務内容欄 前年度繰越金が補助金額を超えている……………a
 食糧費及び旅費の占める割合が30%を超えている……………b

No.	科目名称	交付先	主管 課名	性質別 分類	補助目的	評価結果		最終 判定	コメント	H22	
						採点	評価			評価点	評価
81	北奥羽総合体育 大会出場補助金	出場者・ 団体	社会教 育・体 育課	奨励的 補助金	社会体育活動の振興を図るため、北奥羽総合 体育大会出場に対し、予算の範囲内において、補 助金を交付する	3.60	継続	継続		3.61	継続
82	社会体育選手派 遣費補助金	派遣選手	社会教 育・体 育課	奨励的 補助金	社会体育の分野におけるスポーツ活動を振興・促 進し、心身ともに健全な人材の育成や競技力の 向上を図る	3.53	継続	継続		3.64	継続

※ No.29～No.32、No.54～No.57、No.59は欠番

第5 補助金等の適正化に関する提言

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（平成14年法律第152号）第3条の第1項では「各省各庁の長」、また第2項では「補助事業者等及び間接補助事業者等」のそれぞれの責務として、「補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われていることに留意」し、適正に執行されなければならないと規定されている。

あえて述べるまでもないが、町及び補助団体においても同様に、この規定に十二分に留意したうえで、補助金等の適正化に努めていかななければならない。

ここに、これまでのヒアリング調査・評価また審査の過程において、町補助金全般にわたる課題等について述べていくこととするので、適切に対応されるよう希望する。

(1) 補助金交付手順の見直し

町補助金等の交付に関する規則には補助金の交付申請から支払いまでの手順が規定されており、その手順は大まかに、①交付申請→②交付決定→③事業の遂行→④実績報告→⑤補助金の請求→⑥支払い、となっている。

しかし、実際に多くの補助金は、各団体とも、年度当初は会費が集まるまでの間に資金不足が発生することから、②交付決定の後すぐに前金払いにより支払いをしているのが現状である。これは、規則第13条ただし書きの規定により認められていることであるが、年度末の実績により補助金に残金が発生していたとしても、前払いした補助金を精算還付するという風土がなかった。

- ①まずは規則に従い、可能な限り実績払いとする。
- ②前金払いのルールを明確にするとともに、収支差引残金が発生した場合の繰越金額の上限設定、精算還付や翌年度における差引交付などのルール化を図る。

(2) 補助金交付要綱の見直し

各団体の交付要綱のうち、補助対象経費を「〇〇会の運営に関わる経費について補助する」とし、具体的な補助対象経費が規定されていないものがあり、飲食費や慰労的な研修旅費などに対しても充当することが可能である。

しかし、町補助金等交付基準（平成22年おいらせ町告示第22号）第2の4補助対象外経費の明確化には、「補助対象経費を補助事業者の『活動事業費』に限定し、飲食費や慰労的な研修費などは対象外とする」と規定されている。

公費により援助することが住民感情からも受け入れがたいものは補助の対象とすべきではない。

町補助金等交付基準に規定されている、3 終期の設定、4 補助対象外経費の明確化、5 補助額の適正化、6 透明性の確保などの規定を満足するよう、補助要綱に具体的に規定する。

これにより、団体運営補助から事業費補助への転換を図っていくこととする。

(3) 補助団体の自立の促進

補助団体の中には、自己負担（会費）が少なく補助金ありきと思われる財務内容の団体もある。あるいは、多額の収支差引残金を発生させるなど、自己資金だけでも十分に事業を運営できるとと思われる団体も見受けられる。

補助団体によっては、補助金が当たり前になってしまい、これを前提とした事業計画を組んでいると思われるものもある。

「補助」は読んで字のごとく、補って助けるものであり、補助団体が自己資金によってもなお不足する資金を援助するものである。補助金を交付する前に、補助団体が適正な自己資金（会費負担）を確保し、自立できるよう担当課として十分に指導する。

(4) 補助団体の事務局

補助団体の事務局を町職員が担っているケースが相当数見受けられる。中でも会計事務を担っている場合は、補助金交付事務担当イコール団体事務局という関係となり適切であるとは言い難い。

また、別途人件費を補助しているとみなすこともでき、自前で事務を行っている団体と比べると公平性に欠けるといえる。

町補助金等交付基準第2の(5)に規定されているとおり、町担当者が補助団体の事務局を兼務しないようにすべきである。

しかし一方で、各団体で事務を担うことの人材不足や事務機器などを持ち合わせていないケースも多々あり、難しさがあることも理解できる。

公民館などの公共施設に印刷機を設置し、団体がある程度自由に使用することができる環境は整っているものの、十分な活用がされているのだろうか。補助団体の自立の促進にもつながることから、担当課は十分に指導すべきである。

町に提出する書類等を簡素化するなどし、負担の軽減を図る。

合併前の旧百石町で行っていた、複数団体の事務局を公民館で集中して行っていた団体事務局の復活も検討する。

(5) 情報公開の徹底

町補助金等交付基準には、補助金支出の透明性を確保するため、町は全ての補助事業に係る事業内容、交付実績、補助金使途等を公表すると規定されているが、補助金については、住民に対し十分に情報公開されているとは言い難い。

町補助金等交付基準の規定のとおり、情報公開する。情報公開により住民の関心が高まり、住民参加の機会が増えていくとともに、補助団体の緊張感の高揚と効率的運営を促すことが期待される。

公開に当たっては、住民にわかりやすい説明となるよう工夫する。

(6) 会計経理のチェック体制の確立

全国的に公金の使い込みなど不祥事の発生が後を絶たない。町では不祥事を発生させないシステムとして、団体の通帳印は課長が通帳は課長補佐が管理するようにし、一人の者のみで恣意的に現金の引き落としができないような体制をとっている。しかし、その不意を衝いて不祥事が発生することがある。

各団体では役員の中に監事を設け、年に1度以上は会計監査を行っているが、1年間のお金の流れを短時間でチェックすることは非常に困難であり、監査が形骸化しているといわざるを得ない。

各団体とも監事は団体の会員の中から充てられていることがほとんどであることから、第三者による外部監査が必要である。また、監査も上期・下期など複数回きめ細かく行うことや、最低限ここさえ押さえれば不正が防止できるというようなチェックリストを作成するなどし、不祥事を発生させないよう会計経理のチェック体制を確立する必要がある。

(7) 戦略的な補助金の展開

補助金は、住民との協働を推進する手段として、重要な役割を担っている。補助金の使い方を戦略的に行うことにより、最小の経費で最大の効果を引き出すことも可能となる。町の施策は、直営や委託事業のみでは住民サービスが十分に提供されるとは言えない。

したがって、民間の力を十分に活用し、住民との協働を積極的に推進することを目的とする補助金の展開も戦略的には必要になると考える。

(8) 住民公募型補助金の創設

町自治基本条例にも規定されているとおり、「協働」は新たな行政課題の解決方法として求められている。

協働によるまちづくりを活かす新たな補助金制度として、住民団体が地域の実情に即して、自由な発想や提案に基づいて自主的、自発的に行う公益活動を支援するための、公募による住民提案型の補助金を創設してはどうだろうか。

住民や住民団体、企業等の自由な発想や主体性の発揮により、さらなる地域の活性化が期待できると思われる。

おわりに

今回の補助金等評価を通じて、各団体とも平成 22 年度の提言内容に従い、適正化に向けて改善されてきているという印象を受けた。一方で、いまだ事務局を行政の担当課が担っている団体も多数あるなど、前回の補助金等評価結果報告書で指摘したにも関わらずあまり改善が見られない事項も存在し、補助金の制度及び運営体制に構造的な問題があることも理解できた。

前回の補助金評価結果報告書交付後の期間（平成 23 年度から平成 25 年度）は東日本大震災からの復旧・復興に町を挙げて全力で向かっていた時期でもあり、一部の補助団体、事業において、補助金（制度）の適正化が二の次になってしまい、結果として前回の報告書で指摘した事項の改善が疎かになったと思われる。

今回の補助金評価報告書に関しては、個別の補助金の評価とは別に、前節（第 5 補助金等の適正化に関する提言）に、補助金の交付手順の見直し、補助金交付要綱の見直し、補助団体の事務局等 8 項目にわたる補助金全体の構造的な問題点と改善の方向性について提言した。この提言を活かし、町当局におかれては、補助金が適正になるためのロードマップを作成し、いつまでに実現するのか期限を区切ったうえで、不退転の決意をもって臨んでいただきたい。また、前節でも提言した情報公開の徹底や会計経理のチェック体制の確立等によって、再び評価委員会を開催せずとも、団体及び事業が自立・自浄できる仕組みが内包された制度を構築するよう期待するものである。

資料1 おいらせ町補助金等評価委員会委員名簿

役職	氏名	備考
委員長	権 克 裕	八戸学院大学ビジネス学部ビジネス学科
副委員長	鳥谷部 多喜子	農 業
委 員	伊 藤 文 雄	伊藤文雄税理士事務所
委 員	佐々木 竹 男	元通商産業省
委 員	佐 藤 勝	元航空自衛隊

(任期：平成25年8月28日から平成27年3月31日まで)

資料2 おいらせ町補助金等評価委員会の活動

	年月日	活動内容
第1回	平成25年8月28日	・委嘱状交付・正副委員長互選 ・委員会概要説明
第2回	平成25年10月23日	・第1回補助金担当課等ヒアリング 対象：環境保健課・総務課
第3回	平成25年11月22日	・第2回補助金担当課等ヒアリング 対象：町民課（児童館）・まちづくり防災課
第4回	平成25年12月20日	・第3回補助金担当課等ヒアリング 対象：まちづくり防災課
第5回	平成26年1月24日	・第4回補助金担当課等ヒアリング 対象：農林水産課
第6回	平成26年2月17日	・第5回補助金担当課等ヒアリング 対象：商工観光課・学務課・税務課
第7回	平成26年3月24日	・第6回補助金担当課等ヒアリング 対象：介護福祉課・企画財政課
第8回	平成26年4月15日	・第7回補助金担当課等ヒアリング 対象：社会教育・体育課
第9回	平成26年5月16日	・第8回補助金担当課等ヒアリング 対象：社会教育・体育課
第10回	平成26年6月24日	・第1回から第5回ヒアリングまでの振り返りと再評価
第11回	平成26年7月9日	・第6回から第8回ヒアリングまでの振り返りと再評価 ・共通事項（課題）の抽出
第12回	平成26年8月8日	・補助金評価報告に関する協議・確認 ・補助金等評価結果の町長報告

資料3 おいらせ町補助金等評価委員会設置要綱

平成22年3月24日告示第23号
改正 平成25年3月29日告示第26号

(目的)

第1条 町が交付する補助金等について、第三者の視点から客観的かつ公平に評価を行い、補助金等の適正かつ効果的な執行を図るため、おいらせ町補助金等評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この告示において、「補助金等」とは、おいらせ町補助金等の交付に関する規則（平成18年おいらせ町規則第46号）第2条第1項に規定する補助金等をいう。

(所掌事項)

第3条 評価委員会は、次に掲げる事項について調査、審査を行い、その結果を町長に報告する。

- (1) 補助金等の評価に関すること
- (2) 補助金等の交付の適否に関すること
- (3) その他補助金等に関すること

2 前項の調査、審査に当たっては、補助金等の関係者に対して事業内容等に関するヒアリングを実施するものとする。

(組織)

第4条 評価委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、行政運営及び補助金等について識見を有する者並びに町民の中から町長が委嘱する。

3 前項の委員のうち2人は、公募により選任するものとする。ただし、公募の結果、募集人員に満たない場合又は選考結果において該当者がいない場合は、この限りでない。

4 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が任期の途中で欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 評価委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 評価委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を評価委員会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 評価委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、評価委員会の運営に関して必要な事項は、町長が別に定める。

資料4 おいらせ町補助金等見直し基準

平成22年3月24日告示第21号

第1 趣旨

町が交付している補助金等について、適正かつ効果的な運用を図るため、「おいらせ町補助金等見直し基準」を定めるものとする。

第2 見直しの基準

補助金等の見直しに当たっては、原則として次の基準に基づき分類評価を行う。

1 継続するもの

- (1) 法令などにより補助することが義務付けられている事業。
- (2) 国・県の補助金の財源を一部として充てる事業のうち、町の負担が義務的である事業。
- (3) 他市町村との協議により、町の負担が決定している事業。
- (4) 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を補完して実施している事業。
- (5) 補助金交付基準に概ね適合しており、補助の必要性が認められる事業。

2 廃止するもの

- (1) 会議費や事務費、施設管理費等の本来目的等の自己財源で賄う経費に充当するもの。
- (2) 補助目的が達成された事業。
- (3) 社会情勢等の変化により補助の目的が適切でなく、事業効果が薄れている事業。
- (4) 補助金等交付基準に適合していないと思われる事業又は補助事業者に対する補助。
- (5) 事業費の全額を補助金で賄う事業については、補助の対象としない。

3 休止又は減額するもの

- (1) 繰越金が補助金を超えている事業。
- (2) 食糧費及び旅費の占める割合が30%を超える事業。
- (3) 補助対象経費の2分の1を超える高率補助は、補助率の引下げを行うこと。

4 統廃合を検討するもの

- (1) 同一の補助事業者1事業を原則として、複数の補助金を受けている場合は統合を図ること。
- (2) 類似補助事業者の補助金は統合を検討すること。
- (3) 上部団体への一括補助は、事業の内容が見えにくいので分離も検討すること。

5 その他

- (1) 補助金等になじまない事業については、支出科目を見直すこと。
- (2) 補助期間については、3年以内の終期を設定すること。

資料5 おいらせ町補助金等交付基準

平成22年3月24日告示第22号

第1 趣旨

補助金等の交付に当たり、おいらせ町補助金等の交付に関する規則（平成18年おいらせ町規則第46号）を補完するとともに、透明性と公正性を高め、適正で効果的な運用を図るため、「おいらせ町補助金等交付基準」を定めるものとする。

第2 交付の基準

補助金等の交付に当たっては、次の基準に基づき取り扱うものとする。

1 事業の効果

補助金等の交付の対象は、快適で安全なまちづくり、福祉・健康の増進、環境保全、産業振興、教育文化・スポーツの振興、住民自治・町民参加の促進等に寄与するなど公益性を有し、その効果が十分に発揮されるものでなければならない。

- (1) 補助金等の交付が客観的にみて公益上必要であること。
- (2) 補助金等の交付に対して費用対効果が認められること。
- (3) 事業の目的、視点及び内容等が社会経済状況に合致していること。
- (4) 行政と町民の役割分担の中で、真に補助すべき事業及び活動であること。
- (5) 受益者が特定の者に偏っていないこと。
- (6) 法令などにより補助することが義務付けられている事業であること。

2 補助事業者の適格性

- (1) 個別の補助金等について交付要綱が制定されており、支出の根拠が明確で法令等に抵触していないこと。
- (2) 補助事業者の会計処理及び使途が適切であること。特に、補助事業者の当該事業決算における繰越金が、補助金の額を超えていないこと。
- (3) 補助事業者の事業活動内容が事業の目的と合致していること。
- (4) 受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。
- (5) 原則として、町担当者が補助事業者の事務局を兼務していないこと。ただし、町が町以外の補助事業者と事業実施のために設立する実行委員会形式のものを除く。

3 終期の設定

補助金の交付にあたっては、補助事業の目的達成に向けた努力の促進と補助事業の効果や必要性を見直しのための区切りとするため、補助期間（終期）を定め、補助金の実効性を確保する。

- (1) 国や県の制度に伴う補助は、その制度の終了と合わせて、町の補助を終了させる。
- (2) 町単独事業の補助金等については、同一の補助事業者への交付は全て3年以内の終期を設定し、更新が必要な場合には必ず見直しを行うものとする。

4 補助対象外経費の明確化

補助対象経費を補助事業者の「活動事業費」に限定し、次の経費は対象外とする。ただし、社会通念上公金で賄うことがふさわしいものを除く。

- (1) 会議費や事務費、施設管理等の本来補助事業者が自己財源で賄う経費
- (2) 宿泊を伴う視察や慰労的な研修の経費
- (3) 交際費、慶弔費、親睦会費等団体運営に係る経費

(4) 補助金等の使途が明確に確認できないもの。

5 補助額の適正化

(1) 国や県の制度に伴う町の補助は、合理的理由がない限り上乗せ補助は行わない。

(2) 補助事業者の決算において繰越金の額が補助額を超えている場合は、補助額を調整する。

(3) 個人を対象とする補助金については、町税等の納付状況や所得要件等による交付の制限を必要に応じ設定する。

(4) 利子補給に係る補助金については、金利情勢に応じた補助率とする。

(5) 補助対象経費の2分の1を超える高率補助は、補助率の引下げを行う。この場合、補助金額が2分の1を超えているものについては3年間で暫時減額するものとし、3年後に2分の1以内とする。

(6) 補助事業者は町から重複して補助金を受けることはできない。

6 透明性の確保

補助事業実施後においては、補助金支出の透明性を確保するため、次のとおり取扱う。

(1) 補助事業者は、必要に応じ補助事業実績に係る町からのヒアリング要請を受けなければならない。

(2) 町は、全ての補助事業に係る事業内容、交付実績、補助金使途等を公表する。

資料6 おいらせ町補助金等の交付に関する規則

平成18年3月1日規則第46号

改正 平成22年3月24日規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、法令、条例又は他の規則に特別の定めがあるものを除くほか、補助金等の交付に関する基本的な事項を定めることにより、補助金等の交付の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「補助金等」とは、町が町以外の者に対して交付する補助金、交付金及び利子補給金をいう。

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

(補助金等の交付の申請)

第3条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) その他町長が必要と認める書類

(補助金等の交付の決定)

第4条 町長は、前条による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて実地調査を行い、補助金等を交付することが適正であると認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。

(補助金等の交付の条件)

第5条 町長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するために必要があるときは、次に掲げる事項について条件を付するものとする。

- (1) 補助事業等に要する経費の配分の変更をする場合においては、町長の承認を受けること。
- (2) 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項
- (3) 補助事業等の内容を変更する場合においては、町長の承認を受けること。
- (4) 補助事業等中止し、又は廃止する場合においては、町長の承認を受けること。
- (5) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合において、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助事業等の完了後において従わなければならない事項

2 町長は、前項に定めるもののほか、補助金等の交付の目的を達成するため、必要がある場合は、別の条件を付することができる。

(決定の通知)

第6条 町長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に、補助金等交付決定通知書(様式第4号)をもって通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 前条の規定による補助金等の交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、町長の定める期日までに書面により申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかつたものとみなす。

(事業内容の変更申請等)

第8条 補助金等の交付の決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する事情が生じたことにより、事業内容を変更しようとするとき、又は補助事業等を廃止しようとするときは、事業変更(廃止)申請書(様式第5号)を町長に提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 災害その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (2) 補助事業者が、その責めに帰すべき事情によらないで補助事業等を遂行することができない場合
- (3) その他補助事業者において事業内容を変更し、又は廃止しようとする場合

2 第4条の規定は、前項の場合に準用する。

(補助事業等の遂行)

第9条 補助事業者等は、法令、条例及び規則(以下「法令等」という。)の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく町長の命令に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。いやしくも補助金等の他の用途への使用(利子補給金にあつては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反して

その交付を受けたことになることをいう。)をしてはならない。

(状況報告等)

第10条 町長は、補助事業者に対し、補助金等の使途について報告を求め、又は実地調査をすることができる。

2 町長は、前項の報告又は実地調査の結果必要と認めるときは、補助事業者に対し必要な指示をすることができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、町長の定めるところにより、補助事業等実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて速やかに町長に提出しなければならない。

(1) 事業費精算書(様式第7号)

(2) 事業実績効果報告書(様式第8号)

(3) その他町長が必要と認める書類

(是正のための措置)

第12条 町長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して指示することができる。

2 前条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業等について準用する。

(補助金等の交付)

第13条 補助金等は、第11条の規定による実績報告書の提出後に交付するものとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を交付することができる。

(補助金等の請求)

第14条 補助事業者は、補助金等を請求しようとするときは、補助金等請求書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(補助金等の流用禁止)

第15条 補助事業者は、交付を受けた補助金等をその補助事業等以外の用途に流用してはならない。

(補助金等交付決定の取消し)

第16条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 補助金等を補助事業等以外の用途に使用したとき。

(3) 補助事業等を廃止したとき。

(4) 町長が補助金等の交付を不相当と認めるとき。

(5) 第10条の報告を怠り、若しくは調査を拒み、又は指示に従わないとき。

(6) その他この規則に違反したとき。

(補助金等の返還)

第17条 町長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を

請求するものとする。

(要綱の制定)

第 18 条 補助金の交付にあたっては、町長は、次に掲げる事項を規定した要綱を定めなければならない。

- (1) 交付の目的
- (2) 交付による効果
- (3) 交付の対象事業、対象経費、対象者
- (4) 交付の額又は率及びその算定方法
- (5) その他必要と認める事項

(加算金)

第 19 条 補助事業者は、第 16 条の規定による取消しに関し、補助金等の返還を請求されたときは、その請求に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を町に納付しなければならない。

(延滞金)

第 20 条 補助事業者は、補助金等の返還を請求され、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を町に納付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第 21 条 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、町長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金等の全部に相当する金額を町に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して町長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で町長が定めるもの
- (3) その他町長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

(帳簿等の整備及び保管)

第 22 条 補助事業者は、補助事業等に関する帳簿及び書類を整備し、その収入額及び支出額を記録し、補助金等の使途を明らかにし、保管しておかななければならない。

(立入検査等)

第 23 条 町長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して町の職員をしてその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は質問させることができる。

(適用除外)

第 24 条 町長は、軽易な補助事業等については、この規則の全部又は一部を適用させないことができる。

(その他)

第 25 条 この規則に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。